

令和 8 年度 新潟県中小事業者脱炭素経営支援事業補助金 公募要領（二次募集）

1 目的

2050年までの脱炭素社会の実現に向けて、事業者の脱炭素経営への転換を支援するため、県内事業者が行う中小企業向けSBT認定※の取得及び取得に向けた取組に要する費用に対して補助金を交付します。

※ 中小企業向けSBT認定：中小企業向けのSBT（Science Based Targets：企業が設定するパリ協定の水準と整合した温室効果ガス排出削減目標）としてSBTiが認定するもの

2 交付対象について

（1）補助対象者

県内に事業所を置く、中小企業向けSBT認定の取得のために必要な要件を満たした者であって、暴力団、暴力団関係事業者でない者。

（2）補助対象経費

交付決定後に着手（契約）する以下の費用。

- ・ 中小企業向けSBT認定の取得に必要な業務を認定支援機関、コンサル等に委託した費用
 - ・ 中小企業向けSBT認定の取得に際し要した申請費用（原則として、令和 8 年 1 月 9 日付、財務省告示第10号による外国貨幣換算率により、1 ドルにつき149円として算定する）及び海外送金手数料
 - ・ その他、補助金の交付の目的を達成するために必要と認められる経費
- ※消費税及び地方消費税相当額を除く。

（3）補助率、補助上限額等

- ・ 補 助 率：補助対象経費の 2 分の 1 以内
- ・ 補助上限額：300,000円 ※1,000円未満切り捨て
- ・ 予定件数： 1 件（先着順）

3 交付申請について

（1）申請期間

令和 8 年 7 月 21 日（火）～令和 8 年 7 月 31 日（金）午後 5 時まで

※先着順で予定件数になり次第終了します。

提出された申請書類に不備又は不足がある場合は、補正完了後の受付となります。

（2）提出書類

- ・ 交付申請書（第 1 号様式）
- ・ 事業計画書（別紙様式）

- ・ 補助対象経費に係る見積書等の写し

(3) 提出方法及び提出先

以下のE-mailアドレス宛てに電子メールで提出

新潟県環境局環境政策課カーボンゼロ推進室

E-mail : ngt030310@pref.niigata.lg.jp

(4) 問合せ先

〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1

新潟県環境局環境政策課カーボンゼロ推進室

E-mail : ngt030310@pref.niigata.lg.jp

電話 : 025-280-5642

4 交付決定について

先着順に受付けた申請書について、モデル事業者として、県内における脱炭素経営への転換促進に寄与するかどうかを考慮して審査し、補助事業者を決定します。

5 その他

- 本補助金の交付等については、本要領に定めるほか、新潟県中小事業者脱炭素経営支援事業補助金交付要綱、新潟県補助金等交付規則に定めるところによります。
- 補助事業者には、次に掲げる県が行う情報発信等に協力いただきます。
 - ・ 県が作成する広報媒体やホームページ等での事例紹介
 - ・ 県が行うセミナー等での成果事例発表
 - ・ 中小企業向けSBT認定取得による効果等に関するアンケート調査 など
- 新潟県エコ事業所表彰制度への参加登録をしていない場合は、交付決定を受けた年度内の補助事業の実績報告提出日までに、登録をしていただきます。
- 補助金の支払いは、実績報告後の精算払いになります。
- 他の国、県、市町村等の補助金との併用は、原則、できません。
(ただし、他の補助制度の対象経費でない費用を区分できる場合は、当該費用を本補助制度の対象経費とできます。)
- 認定支援機関とは、中小企業等経営強化法で規定する認定経営革新等支援機関をいいます。認定支援機関は以下サイトで検索できます。
https://www.ninteishien.go.jp/NSK_CertificationArea
- コンサル等とは、商業・法人登記をしている法人又は開業届を提出している個人事業主で、環境経営について専門的な知識を有する事業者をいいます。コンサル等に委託して事業を行う場合、申請に当たっては、当該コンサル等

の過去の実績等の添付が必要になります。

- 中小企業向けSBT認定の取得は原則、令和9年3月1日（月）までに完了することとし、補助事業が完了した日から起算して20日を経過した日又は令和9年3月1日（月）のいずれか早い時期までに実績報告書の提出が必要になります。